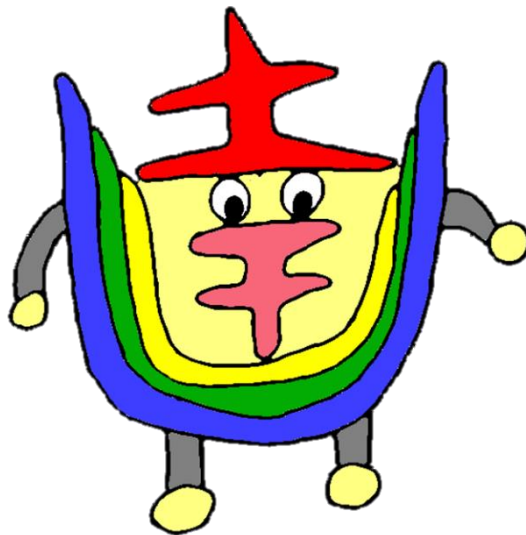




令和5年度版

会則、運営規程及びその他諸規程



幸小学校マスコット「みゆきッド」くん

豊橋市立幸小学校父母と教師の会

豊橋市立幸小学校父母と教師の会会則

（第1章 名称及び事務局）

第1条 本会は豊橋市立幸小学校父母と教師の会と称し（以下「幸小PTA」という。）事務局を豊橋市立幸小学校内におく。

（第2章 目的及び活動）

第2条 本会は父母と教師が協力し相互の教養を高め、児童の福祉の増進と心身の健全な育成をはかることを目的とする。

第3条 本会は前条の目的を達成するために次の活動を行う。

- （1）家庭と学校との緊密な連絡によって児童の生活補導及び健全育成に努める。
- （2）学校教育の理解と協力に努め、教育的環境をよくする。
- （3）地域社会とも協力して児童の校内外における望ましい環境づくりと生活の向上を図る。
- （4）会員の教養を高め教育的理解を深める。
- （5）その他、本会の目的達成に必要な活動。

（第3章 方針）

第4条 本会は特定の政党や宗教にかたよることなく、また営利的企業を支持するような行為は行わない。

第5条 本会は学校行政及び人事その他の管理には干渉しない。

第6条 本会は自主独立の任意の教育団体であり、他のいかなる団体より支配統制干渉を受けてはならない。また、児童の福祉のために活動する他の社会的団体と協力することができる。

（第4章 会員）

第7条 本会の会員となることができる者は次のとおりとする。

- （1）幸小学校在籍児童の父母またはこれに代わる者
- （2）幸小学校の教職員
- （3）理事会の承認を得て本会に顧問をおくことができる。ただし会員及び歴代役員に限る。

（第5章 会計）

第8条 本会の経費は会費、事業収入、寄付金及びその他の収入によって支弁する。なお会費は別に定める規定による。なおかつ会員または外部の者に対し、寄付行為を求める場合は総会の承認を得なければならない。

第9条 本会の資産は第2章の目的達成のため以外には支出又は使用してはならない。

第10条 この会の決算は会計監査を経て、年度始めの総会に報告しなければならない。

第11条 本会の会計年度は毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(第6章 役員等)

第12条 本会に次の役員をおく。

(1) 会長 1名

(2) 副会長 6名程度(教頭含む。)

ア 母親代表として女性部長を置く。会長が女性の場合は、会長が女性部長を兼務し、父親代表は男性副会長とする。

イ 各行事の調整の代表として実行部長を置く。

ウ 幸小PTA活動改善の調整の代表として、改善部長を置く。

エ 必要に応じて副女性部長を置くことができる。副女性部長は、行事において委員との円滑な調整を図るため、副実行部長を兼ねることができる。

(3) 書記 6名程度(教務主任含む。)

実行部員2名及び改善部員2名を置く。

(4) 会計 6名程度(校務主任を含む。)

実行部員2名及び改善部員2名を置く。

(5) 顧問 2名程度(校長及び役員経験者)

第13条 本会に執行機関として理事会をおき、その役員構成は原則として会長・副会長・書記・会計・顧問とする。

第14条 役員選任は役員選考委員会の推薦に基づき総会で承認を得るものとする。

第15条 役員は引き続いて他の役員に選出されることができるが、役員の任期は原則として2年とする。顧問および教師会員はその限りではない。

第16条 役員に欠員が生じたとき、もしくは何らかの事由により第12条に記載の役員を置けない場合、理事会の協議により補充することができ、なお、補充した場合は委員に報告するものとする。

（第7章 役員の任務）

第17条 役員の任務は次のとおりとし、会を円滑に運営しなければならない。

ただし、各役員の事情等により任務を実施することが困難な場合、役員で協議したうえで任務を兼務し、共助することができる。

（1）会長

会を代表し、一切の会務を総理する。

（2）副会長

ア 会長を補佐し、会長不在又は事故あるときは会長が指名した副会長が会長の職務を全て代行することができる。

イ 女性部長は、各委員会との調整を統括する。

ウ 実行部長は、各行事の調整及び実行を統括する。

エ 改善部長は、役員、委員及び会員からの意見を基に、幸小PTA改善のための調整及び実行を統括する。会員の意見を反映させるため、幸小PTA活動についてのアンケートを実施することができる。

オ 副女性部長は、女性部長を補佐し、副実行部長は実行部長を補佐する。

（3）書記

ア 会の活動に関する重要事項の記録、書類の保管、その他庶務及び各委員会との調整を行う。

イ 実行部員は実行部長を補佐し、改善部員は改善部長を補佐する。

（4）会計

ア 予算に基づき会計事務処理と、この会の財産管理にあたる。

イ 実行部員は実行部長を補佐し、改善部員は改善部長を補佐する。

（第8章 監査）

第18条 監査委員は経理を監修することを目的とする。

（1）監査委員は2名以上3名以内をおく。

（2）理事とは兼務することはできない。

第19条 監査委員は前条達成のために必要に応じ事業会計の監査を行うものとする。

（第9章 会議）

第20条 本会の会議は総会、全体委員会、理事会とし、会長が招集する。

（1）総会は本会の最高の議決機関であり、年1回以上開催する。

（2）全体委員会は、役員、全専門委員をもって構成され、総会に次ぐ議決機関である。なお、必要に応じて開くことができる。

第21条 総会は本会の予算、事業計画、決算事業報告を議決する。

第22条 総会は会長の招集により毎年度始めに開催し、臨時総会は必要に応じて開くことができる。

第23条 総会の定足数は会員の5分の1とする。ただし、委任状により出席に変えることができる。

第24条 総会の決議は出席者の過半数の同意を必要とする。なお、議決権を行使する方法については、参集形式他、書面、電磁的方法等、事前に役員会が定め会員に周知する。

第25条 顧問は、全ての会議に出席し協議に参画することができる。

第26条 理事会の任務は次のとおりとする。

- (1) 各専門委員会において立案された事業計画を検討審議する。
- (2) 総会に提出する計画予算各報告書を作成する。
- (3) 各会議は全て議事録を作成し会長の承認を得て少なくとも5年間の保存を要する。
- (4) その他会員より委任された事務を処理する。

(第10章 委員会等)

第27条 この会は第2章の目的達成に必要な事項を調査し、実施するために次の委員会を置く。

- (1) 運営委員会、交通委員会
- (2) その他必要に応じ特別委員会を設置することができる。

(第11章 役員選考委員会)

第28条 役員選考委員会は、役員及び各委員会から選出された委員を置く。

2 役員選考委員会での役割は次のとおりとする。

- (1) 役員
役員選考事務を執行する。
- (2) 委員会から選出された委員（以下「立会人」という。）
 - ア 役員選考委員会において、透明性を確保するため、選考事務に参加するとともに、執行が公正に行われるよう立会うこと。
 - イ 役員選考委員会において、広く意見を反映し公平性を確保するために、意見を述べること。
- 3 立会人は、委員会により適宜選出され、委員の変更がある場合については、理事会の承認を得るものとする。なお、委員に病気その他やむを得ない事故等の場合は、当該立会人の所属する委員が代理を務めることができる。

第29条 役員選考委員会は、次期候補者を毎年2月中旬までに選考し、理事会の承認を経て総会にはかることができる。

(第12章 その他)

第30条 この会則は総会で出席者の過半数の同意を得て改正することができる。

第31条 この会則に定めるもののほか、会の運営上必要な細則は理事会の議決を得て別に定めるものとする。なお、新たな制度改廃のときは次期総会に報告しなければならない。

附則

この会則は、昭和52年4月28日から施行する。

附則

この会則は、昭和56年2月26日から施行する。

附則

この会則は、平成 10 年 2 月 19 日から施行する。

附則

この会則は、平成 13 年 2 月 16 日から施行する。

附則

この会則は、平成 15 年 2 月 18 日から施行する。

附則

この会則は、平成 17 年 2 月 18 日から施行する。

附則

この会則は、平成 24 年 2 月 23 日から施行する。

附則

この会則は、平成 26 年 4 月 26 日から施行する。

附則

この会則は、平成 28 年 4 月 23 日から施行する。

附則

この会則は、平成 30 年 4 月 21 日から施行する。

附則

この会則は、令和 2 年 2 月 20 日から施行する。

附則

この会則は、令和 3 年 4 月 17 日から施行する。

附則

この会則は、令和 4 年 4 月 28 日から施行する。

運 営 規 程

(第1章 総則)

第1条 豊橋市立幸小学校父母と教師の会の運営については本規程の定めるところによる。

(第2章 会合)

第2条 各委員会会合の開催は原則として次のとおりとする。

(1) 理事会は、毎月1回程度

(2) 各専門委員会及び全体委員会は、随時

第3条 会員は総会に出席するとともに、各活動に積極的に参加するものとする。

第4条 会員は全ての会合において時間の厳守に努める。

(第3章 委員会等)

第5条 会則第3条の目的達成のため、次の専門委員会を設け、活動内容は次のとおりとする。

(1) 運営委員会

望ましい親子のあり方について研さんする場の設定

文化教養を高める研修会開催等の効果的な活動

学校教育活動への支援・参加

(2) 交通委員会

児童の校外における望ましい環境作り

地区のパイプ役としての活動

学校教育活動への支援・参加

第6条 各専門委員会の委員は、全体委員会にて決定することとする。

第7条 役員の中には、教師会員を2名以上おくものとする。

第8条 各専門委員会の委員は、全体委員会にて決定することとする。

第9条 役員の中には、教師会員を2名以上おくものとする。

第10条 各専門委員会には、担当教師会員を2名以上おくものとする。

第11条 各専門委員会により決議された事項については、理事会の承認を経て実施する。

第12条 本規程の改廃は理事会においてこれを行うものとする。

附則

この規程は、昭和56年2月26日から施行する。

附則

この規程は、平成6年3月5日から施行する。

附則

この規程は、平成 17 年 2 月 3 日から施行する。

附則

この規程は、平成 24 年 2 月 23 日から施行する。

附則

この規程は、平成 26 年 4 月 26 日から施行する。

附則

この規程は、平成 27 年 4 月 25 日から施行する。

附則

この規程は、平成 28 年 4 月 23 日から施行する。

附則

この会則は、令和 2 年 2 月 20 日から施行する。

附則

この会則は、令和 3 年 4 月 17 日から施行する。

附則

この会則は、令和 4 年 4 月 28 日から施行する。

附則

この会則は、令和 5 年 4 月 28 日から施行する。

会 員 資 格 規 程

(総則)

第1条 豊橋市立幸小学校父母と教師の会の会員資格は、本規程の定めるところによる。

(入会)

第2条 会則第7条第1項、第2項により幸小学校在籍児童の父母（または、これに代わる者）と幸小学校教職員は同意の上会員となるものとする。顧問は、全ての会合に出席し意見を述べることができる。

(会費)

第3条 会則第8条に基づき会員は会費を毎年その年度の理事会で定めた日時に納入する。ただし、会費を2期に分納することができる。

月額300円×12ヶ月＝3,600円

諸事情により免除されることもある。

第4条 必要に応じ総会の承認を経て臨時会費の徴収または会費の変更をすることができる。

(退会及び中途入会)

第5条 会員を自動的に喪失した場合はその翌月より計算し月数会費を返金する。中途入会者についてはその月の15日以前の場合は納金しなければならない。

第6条 会則第7条の条件を喪失した時は自然退会となる。

(名誉会員)

第7条 過去において本会の発展と向上に多大の寄与と貢献をした人達を対象とし理事会の承認を得て名誉会員となることができる。

第8条 本規程の改廃は理事会においてこれを行うものとする。

附則

この規程は昭和56年2月26日から施行する。

附則

この規程は、平成17年2月3日から施行する。

附則

この規程は、平成18年4月26日から施行する。

附則

この規程は、平成22年4月26日から施行する。

附則

この規程は、平成26年4月26日から施行する。

附則

この規程は、平成28年4月23日から施行する。

附則

この会則は、令和2年2月20日から施行する。

附則

この会則は、令和3年4月17日から施行する。

附則

この会則は、令和４年４月２８日から施行する。

庶務規程

(第1章 総則)

第1条 豊橋市立幸小学校父母と教師の会の会員の庶務は本規程の定めるところによる。

(第2章 事務局)

第2条 事務局は事業年度内に次の分項に従い文書を保存しなければならない。

- (1) 幸小PTA内部外部に関する書類及び幸小PTA機関誌
- (2) 会計諸帳簿
- (3) その他前項に属さない書類

第3条 事務局は備品台帳を整備し、貸出・回収・廃棄等の記録を行い、廃棄については理事会の決裁を受けなければならない。

第4条 外部より受信した書類は会長が閲覧し処理するものとする。

第5条 総会及び理事会の議事録は毎回確実に作成し、総会資料と共に5年保存するものとし、各専門委員会の議事録は毎回確実に作成し、5年保存するものとする。

(第3章 会計・経理)

第6条 会計に用いる帳票は、帳簿、総勘定元帳、会費徴収録及び振替伝票とする。

第7条 出納はつとめて金融機関の普通及び当座預金口座によって処理し、口座名義は会長とし、会長印を使用する。

第8条 会計帳票は5年保存するものとする。

第9条 本規程の改廃は理事会においてこれを行うものとする。

附則

この規程は、昭和56年2月26日より施行する。

附則

この規程は、平成17年2月3日より施行する。

附則

この規程は、平成28年4月23日より施行する。

附則

この会則は、令和2年2月20日から施行する。

役 員 選 任 規 程

第1条 豊橋市立幸小学校父母と教師の会会則（以下「会則」という。）第14条による次年度役員の選任方法はこの役員選任規程による。

第2条 会則第12条に基づく役員並びに会則第18条による監査委員は選考委員会の推薦に基づき総会の承認を得て選任されるものとする。

第3条 会則第11章役員選考会の役員及び立会人の構成定員数は以下のとおりとする。なお、選出にあたっては学校側と連絡をとるものとする。

（1）役員にあつては、全役員の16名とする。

ただし、理事会の承認を得た場合はこの限りではない。

（2）立会人にあつては、8名以上とする。

第4条 選考委員会の役員及び立会人の定足数は3分の2以上とする。選考委員会は出席者の過半数により役員並びに監査委員を選考し、理事会に報告し総会にかけなければならない。

第5条 役員選任に関し、この規定に定めない事項については理事会がこれを決定する。

第6条 本規程の改廃は理事会においてこれを行うものとする。

附則

この規程は、昭和54年11月27日から施行する。

附則

この規程は、昭和56年2月26日から施行する。

附則

この規程は、平成11年2月9日から施行する。

附則

この規程は、平成17年2月3日から施行する。

附則

この規程は、平成26年4月26日から施行する。

附則

この規程は、平成28年4月23日から施行する。

附則

この会則は、令和2年2月20日から施行する。

附則

この会則は、令和3年4月17日から施行する。

個人情報取扱規程

(目的)

第1条 この規程は、豊橋市立幸小学校父母と教師の会（以下「本会」という。）が取得し保有する個人情報の適正な取扱いを定めることにより、事業の円滑な運営を図るとともに、個人情報に関する会員の権利及び利益を保護することを目的とする。

(指針)

第2条 本会は、個人情報保護に関する法令等を遵守し、個人情報保護法に則り運用管理を行う。活動においても、個人情報の保護に努め、要配慮個人情報は取扱わないものとする。

(周知)

第3条 個人情報の取扱方法は、総会資料又は通知などにより会員へ周知する。

(利用目的)

第4条 本会では、個人情報を次の目的のために利用する。

- (1) 会費請求、管理のための連絡
- (2) 文書等の送付
- (3) 本会役員及び委員の選出と名簿等の作成
- (4) その他、会の運営に必要と理事会で承認を得た場合

(個人情報の取得)

第5条 本会が取扱う個人情報及び利用の同意については、PTA会長が書面で会員に周知し、同意された次の事項とする。

- (1) 児童氏名、保護者氏名、住所、電話番号
- (2) PTA記録カード、役員及び委員選出など、その他本会で必要とするもので同意を得た事項

(同意の取り消し)

第6条 会員は、取得に同意した場合であっても、その後の事情により個別の項目又は全ての事項について、同意を取り消すことができる。

- 2 不同意の申出があった場合、直ちに該当する個人情報を廃棄又は削除しなければならない。ただし、名簿などとして既に配布しているものについては削除の連絡をする。

附則

この会則は、令和2年2月20日から施行する。

表彰並びに慶弔規程

第1条 会員の表彰ならびに慶弔、その他諸見舞金給付に関する事項は本規程に定めるとおりとする。

第2条 本会の目的達成のために長年率先協力し、また多数会員感謝の的となる会員または校区民に対しては理事会にはかり、感謝状および記念品を贈って謝意をあらわす。

第3条 本会は次の場合慶弔金を贈る。

- (1) 会員の死亡 10,000円及び供花1基
- (2) 児童の死亡 10,000円及び供花1基
- (3) 児童の病氣入院2週間以上 5,000円
- (4) 学校職員
 - ア 配偶者死亡 10,000円
 - イ 子ども死亡 5,000円
- (5) その他必要に応じて支出する場合、理事会にて決定
- (6) 児童の親又は児童の死亡の場合、慶弔金とは別にその学級の児童一人あたり1000円程度の香料を出すことができる。
- (7) 規程以外で必要のある場合は、理事会の承認を得るものとする。ただし、緊急の場合は事後承諾とする。

第4条 本会の理事及び学校教職員が死亡した場合は役員の協議により弔意をあらわす。

第5条 その他災害等の見舞金は状況により、理事会の審議を経て必要と認めたときには適宜給付するものとする。

第6条 本会の慶弔については一切返礼を受けないものとする。

第7条 本規程の経費はPTA一般会計より支出する。

第8条 本規程の改廃は理事会においてこれを行うものとする。

附則

この規程は、昭和52年5月23日から施行する。

附則

この規程は、昭和56年2月26日から施行する。

附則

この規程は、平成6年9月8日から施行する。

附則

この規程は、平成11年3月6日から施行する。

附則

この規程は、平成12年4月12日から施行する。

附則

この規程は、平成15年1月9日から施行する。

附則

この規程は、平成26年4月26日から施行する。

附則

この規程は、平成 28 年 4 月 23 日から施行する。

附則

この会則は、令和 2 年 2 月 20 日から施行する。

附則

この会則は、令和 5 年 4 月 28 日から施行する。